

## 日本微生物学連盟が関与する催事に関する申し合わせ

### (目的)

日本微生物学連盟（以下、連盟）では、我が国の微生物研究の発展を促すことを目的として学術集会を主催ないし共催する。主催・共催・協賛・後援の定義は別途規程に定める。

### (日本微生物学連盟フォーラム)

連盟では、一般市民の微生物に関する理解を促しかつ微生物研究に携わる人口の増加を図り、日本微生物学連盟フォーラムを主催する。同フォーラムは年に1～2回程度開催し、その開催にかかる費用は連盟の予算から支出することができる。

### (合同学術集会・合同シンポジウム)

連盟は、加盟学術団体間の交流を促進することを目的として合同学術集会や合同シンポジウムの開催を奨励し、共催または協賛する。共催または協賛にあたり、その開催に伴う旅費、会場費等の補助として1件につき10万円を限度に連盟の予算から支出することができ、年間5件程度を上限として受け付けることとする。連盟の共催または協賛を希望する団体は、学術集会やシンポジウムの内容（シンポジウムの場合は演者とその所属学術団体名を含む）、補助金の使途等を記載の上、所定の様式により連盟事務局に申し込むこととする。申請は連盟理事会に諮り、承認を受けた上で補助を行う。なお、合同学術集会および合同シンポジウムでは、2つ以上の連盟加盟学術団体から演者ないしは司会が参加していることを補助の要件とする。同じ学会の組み合わせでの合同学術集会・シンポジウムの補助は原則として年間1件までとする。

### (手続き)

主催・共催・協賛・後援に関する諸手続は原則として次の通りとする。連盟が主催する催しの開催可否については理事会で決定する。共催する催しについては費用の負担がある場合は理事会で、ない場合は常務理事会で決定する。

2 加盟学術団体が主体になって開催する催しに連盟が協賛することの可否は理事会で決定する。協賛にあたり開催にかかる費用の一部を連盟が補助する場合、その上限は10万円とする。

3 加盟学術団体が主体になって開催する催しに連盟が後援することの可否は理事長の判断で決定できる。

4 非加盟学術団体が主体になって開催する催しに連盟が後援することの可否は常務理事会で決定する。

5 協賛および後援に関する申請は、該当する催しの開催日より1ヶ月以上前に提出されたものを受け付ける。

6 いずれの催しについても、連盟が開催に関わっていることをプログラム等に明記するとともに、開催後はその内容および補助経費を使用した場合はその用途を速やかに理事会に報告することとする。

(改廃)

本申し合わせの改廃は常務理事会の議決を経て行う。

附則

本申し合わせは2022年6月10日より施行する。